

令和8年度服薬通知事業委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、山口県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が実施する服薬通知事業に当たり、公募型プロポーザルの方法により委託業者を決定するため、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度服薬通知事業委託業務
- (2) 業務内容 別紙「令和8年度服薬通知事業委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 予算限度額 6,678,100円（消費税及び地方消費税含む。）

3 参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 山口県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに当該競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査において、大分類「04 調査・研究」・小分類「01 調査・分析」に登録されている者であること。
- (3) 公告の日から提案書等提出期限日までの間のいずれの日においても、山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの認定又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価制度の認証のいずれかを受けていること。このことを確認するため、参加業者はプライバシーマーク登録証等の写しを参加申込書提出時に提出すること。

4 スケジュール

項目	日程
①プロポーザル実施の公告	令和8年2月13日（金）
②質問票の提出期限	令和8年2月19日（木）午後5時（必着）
③質問票に対する回答	令和8年2月24日（火）
④参加申込書の提出期限	令和8年2月27日（金）午後5時（必着）
⑤企画提案書等提出期限	令和8年3月12日（木）午後5時（必着）
⑥プレゼンテーション審査	令和8年3月23日（月）及び24日（火）
⑦審査結果の通知	令和8年3月25日（水）
⑧契約締結	令和8年4月上旬

5 質疑応答

質疑がある場合は、以下のとおり質問票を提出する。

- (1) 提出書類 質問票（様式第1号）1部
- (2) 提出期限 令和8年2月19日（木）午後5時（必着）
- (3) 提出方法 山口県後期高齢者医療広域連合 業務課宛て電子メール
- (4) 回答 令和8年2月24日（火）広域連合ホームページに掲載
なお、回答に対する再質問は受け付けない。

6 参加申込

- (1) 提出書類 以下、各1部
参加申込書（様式第2号）
会社概要（様式第2号別添資料）
プライバシーマーク登録証等の写し
- (2) 提出期限 令和8年2月27日（金）午後5時（必着）
- (3) 提出先 山口県後期高齢者医療広域連合 業務課
- (4) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
- (5) 資格審査 参加申込をした者の参加資格審査を実施する。当該審査の結果、参加資格を有するとされた者に限り、参加を認めるものとし、参加資格を有しないとされた者には令和8年3月2日（月）に電子メールにて通知する。
- (6) 資格取消 資格確認後、資格要件に該当しなくなったときは、プロポーザル参加資格を取り消すものとする。

7 提案方法

上記6（5）により参加を認められた者のうち、提案をしようとする者（以下「提案事業者」という。）は、次により行うこと。

(1) 基本事項

ア 仕様書に基づき、企画提案を行うこと。

イ 企画提案項目について、以下の内容を明記すること。

番号	項目	内容
①	業務実施体制	提案内容を確実に実行できる体制（実績に基づく専門的知識や実務経験、コールセンターの設置、個人情報保護及び情報セキュリティの確保がわかるもの）
②	類似業務実績	過去3年間における主な実績（服薬通知事業の事業概要、事業費用、分析項目、効果実績、成果品のイメージがわかるもの）
③	分析実施方針	目的、分析項目、分析手法、分析結果の活用方法、分析イメージなど分析内容がわかるもの
④	服薬通知実施方針	目的、対象者の抽出方法、通知媒体、事業目標、効果検証方法など事業内容がわかるもの

⑤	KDB 帳票等一覧	上記③④を実施するに当たって、必要となるデータ等の一覧（必要となる帳票等の帳票名、期間、集計単位（例：市町・県）、作成単位（例：月次・年次）など、山口県国民健康保険団体連合会に出力を依頼すべき内容がわかるもの）
⑥	スケジュール	スケジュール及び進捗管理に係る考え方のわかるもの
⑦	その他	本事業実施における貴社の優位性や予算の範囲内での独自の追加提案等

ウ サイズは原則 A 4（A 3 折込可）とする。

エ 抽象的・曖昧な表現をしないこと。また、提案には前提条件を付けないこと。

オ 専門的知識を持たない者でも理解できるよう、わかりやすい提案とすること。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（様式任意）6部

イ 見積書（様式任意）6部

見積価格は消費税及び地方消費税相当額を含んだ価格とし、経費の算出根拠がわかるように詳細かつ具体的に記載すること。

(3) 提出期限 令和8年3月12日（木）午後5時（必着）

(4) 提出先 山口県後期高齢者医療広域連合 業務課

(5) 提出方法 持参又は郵送

(6) 留意事項

ア 提案は1社1案とする。

イ 提出物の修正、差替え、再提出は認めない。また、提出書類は返却しない。

ウ 本件の提案に要する一切の費用は、提案事業者の負担とする。

エ 企画提案書に含まれる著作物の著作権は、提案事業者に帰属することとする。

なお、企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案事業者が負うこととする。

8 審査

プレゼンテーション審査会において審査を行い、最も高い評価を得たものを委託契約候補者として選定する。

(1) 審査方法

プレゼンテーションの実施方法は以下のとおり。別紙「令和8年度服薬通知事業委託業務プレゼンテーション実施要領」参照。

ア 実施日 令和8年3月23日（月）

※提案事業者多数の場合、翌日24日（火）も実施日とする。

日時及び場所等の詳細は令和8年3月13日（金）に電子メールにて通知する。

イ 実施時間 30分程度（企画提案20分以内、質疑応答10分程度）

ウ 資料等 提出書類を使用して実施すること。

(2) 審査基準

審査項目	審査事項
業務執行体制	①業務を的確に執行するための管理運営、組織体制が整っており、業務を担う専門的知識や技術を有した従事者が配置されているか。
	②個人情報保護及び守秘義務の遵守など情報セキュリティが確保されているか。
	③過去3年間の同種又は類似の実績があり、その内容及び効果実績から本事業の遂行能力が認められるか。
服薬状況等分析	④分析業務の趣旨や目的等を十分に踏まえ、対象者の抽出、優先順位付け等に係る内容・手法が適切で、実現性が高いか。
	⑤分析結果は適正服薬に係る国の動向を踏まえ、山口県における服薬の状況を多面的に把握でき、重複・多剤投薬やポリファーマシーに係る課題が整理されるなど、広域連合が保健事業を実施するに当たり有益な資料となっているか。
服薬通知	⑥服薬通知業務の趣旨や目的等を十分に踏まえ、実現可能なスケジュールで効果的に業務目的が達成される企画となっているか。
	⑦服薬通知は後期高齢者にとってわかりやすいものになっており、行動変容を促すための創意工夫がされているか。
	⑧被保険者から相談を受けた薬剤師が容易に確認・記載できる通知物となっており、通知から相談・指導内容の報告に至るまで、一連の流れが確立されているか。
	⑨薬剤師会との連携に当たり、円滑に事業が進められるように会議資料作成や薬剤師等の同席など必要なサポートが十分あるか。
	⑩効果検証は効果判定が適切で、服薬状況の改善や医療費適正化効果が可視化され、翌年度に寄与する効果測定となっているか。
	⑪効果検証結果は専門職以外にも理解しやすくまとめられ、被保険者や医療関係者への服薬の適正化に係る周知にも活用可能であるか。
経費	⑫経費の見積は予算の範囲内で、積算根拠は適正な算出方法となっているか。

- ・ 審査員が各審査事項について5段階で評価する。
- ・ 合計点が最も高い事業者を委託契約候補者として選定する。
- ・ 審査員の採点の合計が、配点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案事業者は選定の対象としない。
- ・ 提案事業者が1者の場合、最低基準点を満たす者については、当該提案事業者を委託契約候補者とする。
- ・ 最低基準点に満たない場合又は提案事業者がない場合には、再度公募する。

- ・同点の場合は、提出された見積書の見積価格（消費税及び地方消費税含む。）により判断する。

（3）審査結果の通知

- ア 審査結果は、令和8年3月25日（水）に広域連合のホームページで公表する。
- イ 審査結果に関する一切の事項の質問、説明請求、意見等は受け付けない。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- （1）提出書類等に虚偽の記載があった場合
- （2）審査の公平性に重大な影響を与える行為があったと認められる場合
- （3）その他本実施要領に違反する場合
- （4）提出された見積書の見積価格（消費税及び地方消費税含む。）が、上記2（4）で定める予算限度額を超える場合

10 契約

- （1）合計点数が最も高い提案事業者を委託契約候補者とし協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。
- （2）委託契約候補者と協議が整わない場合にあつては、次に合計点数が高い提案事業者を新たに委託契約候補者とし協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。
- （3）選定は提案内容をそのまま了承するものではなく、内容の一部について修正や変更を依頼する場合があることに留意すること。

11 その他留意事項

- （1）本プロポーザルへの参加に係る一切の経費は参加者の負担とする。
- （2）提出書類は返却しないものとし、提出後の資料の訂正、差替え等は認めない。
- （3）参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。なお、様式には辞退の理由を明記すること。
- （4）提出書類は契約予定者選定のために使用し、他の目的には使用しない。
- （5）本事業の契約予定者には、委託契約に至るまで守秘義務を求めるものとする。
- （6）本要領に定めのない事項については、別途協議の上決定する。

12 応募及び問い合わせ先

（1）所在地及び連絡先

山口県後期高齢者医療広域連合 業務課保健事業推進係

〒753-0072 山口県山口市大手町9番11号 山口県自治会館4階

電話：083-921-7112

FAX：083-932-5321

メール：info@yamaguchi-kouiki.jp

（2）提出に係る留意事項

郵送又は電子メールによる提出の場合は、送付後に必ず電話で確認をすること。
また、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く、午前9時から午後5時までに提出すること。